

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) 1

改 正 案	現 行
別表第二の四（第二条、第四条関係） アラブ首長国連邦、アルメニア、中華人民共和国、インド、 カザフスタン、シリア、ウズベキスタン	別表第二の四（第二条、第四条関係） アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン